

新工住建（株）

坂本 恵 様

岩手県知事 達 増 拓 也



一般建設業の許可について（通知）

令和 4年 9月 15日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	岩手県知事 許 可（ 般 ー 4 ） 第 9059 号
許 可 の 有 効 期 間	令 和 4年 10月 27日 から 令 和 9年 10月 26日 まで
建 設 業 の 種 類	
土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建築工事業 舗装工事業

注） 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；令和 9年 9月 26日  
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）